主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人吉田鉄次郎の上告理由第一について。

原審が、原判示の理由によつて、所論約款は残代金の支払期の徒過により契約が 当然解除となることを約した趣旨ではない、と判断したのは相当であつて、所論の ような違法はない。

同第二について。

論旨は、原審の適法にした事実認定を争うに帰着する。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	/]\	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_